

## 国民の生活を守る経済・雇用対策の実施を求める意見書

依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、国は、11月の月例経済報告において日本経済は「穏やかなデフレ状況にある」と認定するに至ったが、このところの急激な円高傾向も重なり、さらなる企業業績の低下と雇用情勢の悪化が大いに懸念される所である。

特に、本県においては、10月末時点で、有効求人倍率は0.39倍と全国の0.44倍を下回り、また、新卒者の就職内定率は、大学生が40.3%、高校生が54.4%と就職氷河期を上回る最悪の状況に近づきつつあるなど、景気後退の波は地方に及ぶにつれて増幅され、今や県民生活に重大な影響を及ぼしていると言っても過言ではない。

このような地方の実態を十分に踏まえつつ、国は、国民の生活を守り抜くために、責任をもって切れ目のない対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、「雇用」や「地方」に配慮した第二次補正予算の編成はもとより、デフレからの脱却と安定的な経済成長を実現するために、下記事項を早急に実行するよう強く要望する。

### 記

- 1 雇用の維持・確保を図るため、実態に即した助成金支給要件の緩和を含めて雇用調整助成金制度を拡充すること。
- 2 雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡充や「訓練・生活支援給付」の恒久化を図るとともに、ワンストップ・サービス化に伴いハローワークの窓口体制を強化するなど、職業訓練、再就職、生活、住宅等に関する総合的な支援を充実すること。
- 3 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。
- 4 急激な円高による影響を緩和するため、中小企業金融対策を充実・強化すること。
- 5 デフレからの脱却と経済の安定的な成長を実現するマクロ経済政策を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五日月様
内閣総理大臣	鳩山由起夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
金融担当大臣	亀井静香様
総務大臣	原口一裕様
財務大臣	藤井裕久様
厚生労働大臣	長妻昭様
経済産業大臣	直嶋正行様